

## 飯山市公告

次のとおり、公募型プロポーザルに係る参加申込みを招請します。

令和 7年 7月 1日

飯山市長 江 沢 岸 生

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

飯山市上下水道料金システム・会計システム更改業務

#### (2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### (4) 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、46,440,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。なお、上記金額に保守業務委託料は含めないこととし、この金額を超えた提案は無効とする。

### 2 参加資格

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 飯山市入札参加資格者名簿に登録を行っている者。
- (3) 本業務の公告日から契約締結日までの間に指名停止措置を国及び地方公共団体から受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと。また次のアからカまでに掲げるものがその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- (6) プライバシーマーク又はISO9001を取得していること。
  - (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
  - (8) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

### 3 参加手続き等

#### (1) 担当部署

飯山市 建設水道部 上下水道課 業務係  
〒389-2292  
長野県飯山市大字飯山 1110-1  
電話 0269-67-0739 ファックス 0269-81-3561  
e-mail [jougesuidou@city.iiyama.nagano.jp](mailto:jougesuidou@city.iiyama.nagano.jp)

#### (2) 関係資料の交付方法

資料は全て飯山市公式ホームページからダウンロードすること。  
URL : <http://www.city.iiyama.nagano.jp/>

#### (3) 参加申請書の提出期限等

- ア 提出期限 令和7年7月22日（火）午後5時まで（必着）
- イ 提出場所 上記(1)のとおり
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）とする。

### 4 選考方法等

#### (1) 第一次審査

担当係において提出書類を確認するとともに審査を行い、5者を選定する。なお、応募が5者以下の場合でも実施する。

#### (2) 第二次審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「飯山市上下水道料金システム・

会計システム更改業務審査委員会」が審査を行う。

## 5 審査基準

「飯山市上下水道料金システム・会計システム更改業務に係る公募型プロポーザル実施要領」審査基準による。

## 6 審査結果

### (1) 第一次審査

メールにて速やかに参加者すべてに通知する。

### (2) 第二次審査

メールにて速やかに2次審査参加者すべてに通知するとともに、飯山市ホームページにおいて公表する。

### (3) その他

- ・第一次審査と第二次審査の評価点の合計が一番高い者を本業務の契約候補者とする。
- ・結果についての異議申し立ては一切認めない。

## 7 その他

(1) 詳細は「飯山市上下水道料金システム・会計システム更改業務に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「飯山市上下水道料金システム・会計システム更改業務特記仕様書」によるものとする。

(2) 提出期限後の提案書の変更は認めない。

(3) 本プロポーザルに係る経費については応募者側の負担とする。